

八 街 市 児 童 館  
八街市老人福祉センター  
八街市南部老人憩いの家  
指 定 管 理 者 募 集 要 項

千葉県八街市  
健康子ども部子育て支援課  
福祉部高齢者福祉課

## 八街市児童館・八街市老人福祉センター・八街市南部老人憩いの家 指定管理者募集要項

八街市では、八街市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年条例第32号。以下「指定管理条例」という。）及び八街市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則（平成17年規則第41号。以下「指定管理規則」という。）の規定に基づき、八街市児童館、八街市老人福祉センター及び八街市南部老人憩いの家の指定管理者を募集します。

### 1. 施設の概要

#### (1) 八街市児童館

- 1) 名称 八街市児童館（以下「児童館」という。）
- 2) 所在地 八街市八街ほ163番地38
- 3) 施設規模 鉄骨造 地上1階建て 352.50㎡  
（敷地面積901.01㎡）
- 4) 施設内容 遊戯室、集会室、創作活動室、乳幼児室、図書コーナー、事務室、相談室兼静養室等
- 5) 駐車場 収容台数 一般来客用2台
- 6) 自転車置場 ・屋根あり部分（6.1m×2.3m） 10台  
・屋根なし部分（6.0m×2.3m） 10台

#### (2) 八街市老人福祉センター

- 1) 名称 八街市老人福祉センター（以下「老人福祉センター」という。）
- 2) 所在地 八街市八街ほ157番地
- 3) 施設規模 鉄筋コンクリート造 地上1階建て 597.75㎡  
（敷地面積1,605㎡）
- 4) 施設内容 ロビー、集会室、リハビリルーム、機械室、浴室、事務室等
- 5) 駐車場 収容台数 一般来客用2台程度
- 6) 自転車置場 屋根あり 12台

#### (3) 八街市南部老人憩いの家

- 1) 名称 八街市南部老人憩いの家（以下「南部老人憩いの家」という。）
- 2) 所在地 八街市沖1124番地2
- 3) 施設規模 鉄骨造 地上1階建て 290.25㎡  
（敷地面積5650.71㎡）
- 4) 施設内容 集会室、会議室、倉庫、事務室、南部地域包括支援センター等
- 5) 駐車場 収容台数 一般来客用10台程度

### 2. 開館時間

午前9時から午後5時まで

※ 指定管理者が必要と認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て開館時間を変更することができます。

### 3. 休館日

- (1) 月曜日
- (2) 年始休館日 1月1日から1月4日まで
- (3) 年末休館日 12月28日から12月31日まで

※ 指定管理者が必要と認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て休館し、又は開館することができます。

#### 4. 申請者の資格

指定管理者に係る申請を行う者は、次の資格等を有することが必要です。

(1) 申請資格

法人その他の団体（株式会社、任意団体等組織形態は問いません。）

(2) 次に掲げる者は、申請することができません。

- 1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当する法人等
- 2) 指定管理規則第3条各号に掲げる欠格事項に該当する法人等
- 3) 手形交換所による取引停止処分を受けて2年間を経過しない者又は本業務の申請書を提出した日前の6か月以内に手形、小切手を不渡りにした者
- 4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者
- 5) 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者
- 6) 八街市建設工事請負業者指名停止措置要領に基づく指名停止措置又はこれに準ずる措置を受けている者
- 7) 八街市建設工事等暴力団対策措置要綱（平成19年告示第100号）に基づく指名除外の措置を受けている者
- 8) 八街市暴力団排除条例（平成24年条例第17号）に基づく暴力団員等又は暴力団若しくは暴力団密接関係者と認められる者
- 9) 法人税、地方税、消費税及び地方消費税に滞納がある者
- 10) 八街市に納税義務がある者にあつては、市税の滞納がある者

#### 5. 事業スケジュール

募集要項等の配布期間	令和5年 4月17日（月）～
現地説明会	令和5年 5月22日（月） ※説明会申込期限：5月16日（火）
質問書受付	令和5年 5月23日（火）～令和5年5月30日（火）
質問書回答	令和5年 6月 7日（水）
申請書受付期間	令和5年 5月23日（火）～令和5年 6月16日（金）
書類による資格審査	令和5年 6月23日（金）（予定）
指定管理者選定委員会 （ヒアリング等審査）	令和5年 7月下旬（予定）
候補者の決定、通知	令和5年 8月（予定）
仮協定の締結	令和5年 8月（予定）
指定議案の上程	令和5年 9月定例会
協定等の協議、締結	令和5年 9月定例会における指定議案の議決後

## 6. 募集要項等の配布、説明会等

- (1) 募集要項の配布  
配布期間 令和5年4月17日～  
募集要項、仕様書、各様式については八街市のホームページ上で配布します。
- (2) 現地説明会 **※申請される場合は、必ず現地説明会に出席してください。**
  - 1) 開催日時 令和5年5月22日 午後2時から
  - 2) 開催場所 八街市第1庁舎3階 第1会議室  
※会議室内で説明後、現地をご案内します。
- (3) 現地説明会の趣旨
  - 1) 八街市児童館・八街市老人福祉センター・八街市南部老人憩いの家指定管理者募集要項及び仕様書の説明
  - 2) 現地の見学 児童館、老人福祉センター、南部老人憩いの家
- (4) 参加人数  
1法人（1団体）3人までとします。
- (5) 現地説明会申込方法
  - 1) 申込期限：令和5年5月16日まで
  - 2) 提出書類：**指定管理者現地説明会参加申込書（様式①）**
  - 3) 提出方法：電子メール
  - 4) 提出先：八街市 健康子ども部 子育て支援課 児童家庭係  
電子メールアドレス：kosodate@city.yachimata.lg.jp  
電話番号：043-443-1693  
F A X：043-443-1742（「子育て支援課あて」明記）
- (6) 質問の受付及び回答  
質問は、F A X又は電子メールによって行うものとし、電話・口頭によるご質問にはお答えできません。  
回答は質問者に対して書面及び電子メールで行います。また、八街市のホームページ上に質問内容及び回答内容を掲載します。
  - 1) 受付期間：5月23日～5月30日
  - 2) 質問回答日：6月7日
  - 3) 提出書類：**質問書（様式②）**
  - 4) 質問提出先：八街市 健康子ども部 子育て支援課 児童家庭係
  - 5) 提出方法：F A X又は電子メール（(5)の4)の提出先と同じ）  
※電話・口頭による質問は不可とします。
  - 6) 回答方法：質問者に書面及び電子メールで通知。また、八街市ホームページ上にも掲載

## 7. 申請の手続き

- (1) 申請書受付期間 令和5年5月23日～令和5年6月16日
- (2) 提出書類共通事項
  - 1) 提出書類に使用する用紙は、原則としてA4サイズとします。
  - 2) 下記(3)の提出書類の順にファイル等に綴り、正本1部、副本15部を提出してください。なお、各書類は糊付けしないようにしてください。
  - 3) 提出書類には、通しページ番号（中央下）を記入してください。
  - 4) 使用する言語は日本語とし、通貨単位は円とします。
  - 5) 申請書等は、八街市のホームページから出力してください。
- (3) 提出書類
  - 1) 八街市公の施設指定管理者指定申請書（様式③）
  - 2) 事業計画書（様式④、様式④-1から様式④-19まで）
  - 3) 収支予算書（様式⑤-1から様式⑤-3まで）
  - 4) 申請する団体の定款の写し、役員・評議員名簿一覧、登記事項証明書、印鑑証

- 明、直近の法人市民税並びに消費税等の納税証明書
- 5) 経営状況を説明する書類  
団体の概要書（様式⑥）、事業報告書、損益計算書又は収支計算書、貸借対照表、財産目録等
  - 6) その他  
暴力団員などに該当しないことの誓約書及び同意書（様式⑦）
- (4) 申請に関する留意事項
- 1) 提出された申請書類等は、返却しません。また、提出された申請書類等は、提出期限後は変更できません。
  - 2) 八街市が必要と認める場合は、適宜、追加書類の提出を求め、又はヒアリングを実施する場合があります。
  - 3) 申請に際して不正行為を行った場合、又は申請書類等に虚偽の記載があった場合は、失格とします。
  - 4) 申請に要する経費等は、全額申請者の負担とします。
  - 5) 申請書類等の著作権は作成団体に帰属します。ただし、八街市は必要に応じ、申請書類等の内容を無償で使用できるものとします。
  - 6) 申請書類等について、八街市公文書公開条例に基づき公開請求がされた場合は、同条例に定める非公開情報を除き、公開対象の文書として公開されます。
  - 7) 申請団体名は、公表されます。

## 8. 審査及び選定

選考にあたっては、八街市指定管理者選定委員会（以下「委員会」といいます。）において次の選定基準に照らし総合的に審査し、その結果に基づき市長が最も適当と認める者を指定管理者候補者として選定します。

- (1) 選定基準
  - 1) 事業計画（施設管理）において、利用者の平等な利用が確保できるものであること。
  - 2) 施設の効用を最大限に発揮し、利用者のサービスの向上が図られるものであること。
  - 3) 施設の適切な運営が図られるものであること。
  - 4) 施設の管理経費の節減が図られるものであること。
  - 5) 施設の管理を安定して行う人的、物的能力を有しており、又は確保できる見込みであること。
- (2) 審査等
  - 1) 書類審査  
申請書等について、審査基準に基づく書類審査を実施します。
  - 2) ヒアリング  
選定委員会による申請内容のヒアリングを実施します。  
なお、ヒアリングの詳細は、実施する団体に別途通知します。  
ア 開催日 令和5年7月下旬（予定）  
イ 開催場所 後日連絡します。
- (3) 候補者の選定  
審査の結果は選定結果通知書にて通知します。  
また、審査結果は八街市のホームページで公表します。

## 9. 関係法令等の遵守

指定管理者は、関係法令、指定管理条例、八街市児童館の設置及び管理に関する条例及び同条例に基づく規則、八街市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例及び同条例

に基づく規則、八街市老人憩いの家の設置及び管理に関する条例及び同条例に基づく規則を遵守し、適正な管理を行うものとします。

## 10. 業務の範囲及びその内容

### (1) 児童館

- 1) 児童に対する居場所の提供に関すること。
- 2) 児童に対する遊びの指導に関すること。
- 3) 子育て支援に関すること。
- 4) その他設置の目的を達成するために必要な業務に関すること。

### (2) 老人福祉センター及び南部老人憩いの家

- 1) 老人の生活に関する相談及び指導に関すること。
- 2) 老人の健康管理に関する相談及び指導に関すること。
- 3) 老人の後退機能の回復訓練に関すること。
- 4) 老人の教養の向上、レクリエーション等の実施に関すること。
- 5) 老人福祉センターにあっては、老人クラブの運営の援助に関すること。
- 6) 老人福祉センターにあっては、南部老人憩いの家に出向いて1) から4) までの業務を実施すること。
- 7) その他設置の目的を達成するために必要な事業に関すること。

上記のほか、詳細は仕様書を参照してください。

※ 指定管理者は、業務の全部を第三者に委託、又は請け負わせることはできません。なお、管理運営の主たる業務を除く業務を第三者に委託又は請け負わせる場合は、あらかじめ八街市の承諾を得てください。

## 11. 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日までとします。

なお、指定管理者による管理を継続することが適当でないとき、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ずることがあります。この場合において、八街市が損害を被ったときは、指定管理者にその損害の賠償を求めることがあります。

## 12. 指定管理料

- (1) 指定管理料の額は、指定管理者が申請の際に提示する金額を基準に、各会計年度の予算の範囲内において、八街市と指定管理者の間で協議を行い、毎年度「年度協定」において定めます。

なお、債務負担行為の上限金額は議会で決定されます。

公募段階における上限金額は、年間93,240千円です。

- (2) 指定管理料は、会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）ごとに月単位で支払います。

## 13. 指定管理者の指定及び協定の締結

### (1) 指定管理者の指定

指定管理者の候補者は、地方自治法第244条の2第6項の規定により、市議会の議決（令和5年9月定例会予定）を経て、指定管理者に指定されることとなります。（議会の議決が得られなかった場合であっても、指定管理者の候補者が負担した申請に要する経費等に対して、八街市は補填等を行いません。）

また、市議会の議決を受けるにあたり、管理上必要となる細部事項について、八街市と指定管理者の候補者で協議し、仮協定を締結します。

なお、指定管理者の候補者として選定されてから協定を締結するまでの間に、次の事項のいずれかに該当した場合は、市は選定を取り消し、協定を締結しないことがあります。

ア 市議会において、指定に係る議案が否決された場合

イ 指定候補者が破産し、若しくは解散したとき又は社会的に非難される事件を起こしたとき

ウ 資金事情の悪化等により、業務の履行が確実にないと認められるとき

エ 指定候補者が提出した書類に虚偽の記載があることが判明したとき

オ 正当な理由なくして協定の締結に応じないとき

カ この要項に定める申請資格を失ったとき又は申請資格がないことが判明したとき

キ 著しく社会的な信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき

ク その他指定候補者を指定することが不可能となったとき又は著しく不相当と認められる事情が生じたとき

## (2) 協定の締結

指定管理条例に基づき、次の事項について協定を締結するものとします。

- 1) 指定期間に関する事項
- 2) 事業計画書に記載された事項
- 3) 管理の基準に関する事項
- 4) 管理に要する経費に関する事項
- 5) 管理に当たって保有する個人情報<sup>の</sup>保護及び公文書の公開に関する事項
- 6) 地方自治法第244条の2第7項に規定する事業報告書に記載すべき事項
- 7) 指定の取消し及び業務の停止命令に関する事項
- 8) その他市長が必要と認める事項

## (3) その他

協定締結後、指定管理者は令和6年4月1日から管理業務が行えるよう諸準備を進めること。なお、準備に係る費用はすべて指定管理者として選定された団体の負担とします。

## 14. 消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）に関して

令和5年10月から導入される消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）において、指定管理者も適格請求書（インボイス）の発行事業者の登録が必要となります。また、インボイスの発行に伴い、発行したインボイスの保存等の新たな事務も発生します。インボイス制度の詳細は、国税庁ホームページを確認してください。

## 15. 問い合わせ先

郵便番号 289-1192

八街市八街ほ35番地29

八街市総合保健福祉センター1階

健康子ども部 子育て支援課 児童家庭係

TEL 043-443-1693

FAX 043-443-1742（「子育て支援課あて」明記）

E-mail kosodate@city.yachimata.lg.jp